

## 高等学校卒業保育従事者による保育士試験の見込み受験の手続について

### 1 見込み受験の要件

(1) 受験生が保育士試験を受験しようとする都道府県が、認定基準の2に該当するものについて、児童福祉法施行規則第6条の9第4号の認定を行う都道府県であること。

(2) 保育士試験の試験実施月から、1年以内に従事期間（2年以上かつ2,880時間以上）を満たす見込みがあること。

なお、試験実施月とは筆記試験の1日目の実施月とすること（以下同じ）。

○前期試験（試験実施月：4月） 翌年3月末まで

○後期試験（試験実施月：10月） 翌年9月末まで

(3) 受験申請時点で、申請受付開始日の前月までの従事期間を勘案し、試験実施月から1年以内に従事期間を満たす見込みであること。

<例：筆記試験実施月が4月で、申請受付開始日が1月中である場合>

・9か月以上の従事期間であること

（2年（24か月）－15か月（受験申請（1月）の月から翌年3月まで））

・概ね1,080時間程度の従事期間があり、かつ、試験実施月から1年以内に2,880時間以上の従事期間を満たす見込みがあること。

（2,880時間－1,800時間（2,880時間×15か月÷24か月））

※ 従事期間の時間数については、受験申請時には短時間の勤務である場合でも、翌年度以降、フルタイムでの勤務に変更予定であるなどの事情を勘案し、試験実施月から1年以内に従事期間を満たすことが見込まれると都道府県が判断する場合は、申請時点で1,080時間に達していなくても見込み受験を認めることは可能

### 2 見込み受験（1回目）の手続

#### (1) 受験申請時

- ・受験者が勤務先施設における従事期間の証明書を取得し、別途都道府県が定める日までに受験する都道府県に提出
- ・受験する都道府県により、従事期間を満たす見込みであることを証明（9か月以上かつ概ね1,080時間以上の従事期間があること）し、見込受験資格認定証を交付
- ・受験者が見込受験資格認定証の写しを受験申請書とともに試験事務センターに提出

## (2) 従事期間を満たした時点

- ・受験者が試験実施月から1年以内に勤務先施設における従事期間を満たしたことの証明書を取得し、見込受験資格認定証を交付した都道府県に提出（従事期間を満たしてから原則1か月以内）
- ・見込受験資格認定証を交付した都道府県により、受験資格を満たすことを証明（試験実施月から1年以内に、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たしたこと）し、受験資格認定証※を交付。
- ・受験者が受験資格認定証の写しを試験事務センターに提出  
※従事期間を満たしたことを証明する受験資格認定証については、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たした年月を記載すること。

## 3 見込み受験の試験実施月から1年経過した以降、次の試験を受験する場合の手続

- (1) 見込み受験の試験実施月から1年経過した以降、次の試験の受験申請を行った時点で2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たしていない場合は、2の見込み受験の際と同じ手続きが必要となる。
- (2) 見込み受験の試験実施月から1年以内に、従事期間を満たすことができたこと又はできなかったことの報告がない場合は、試験実施月から1年経過した以降に受験申請を行う試験は受験できないものとする。

## 4 従事期間を満たせなかった場合

- (1) 退職や休職等の事情により、試験実施までに1年以上の従事期間又は試験実施月から1年以内に2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たす見込みがなくなった場合、受験者は、速やかにその旨を見込受験資格認定証を交付した都道府県に報告すること。報告を受けた都道府県は、当該受験者の氏名、生年月日及び受験票等に記載された管理IDを控え、本件を試験事務センターに報告すること。
- (2) 2（1回目）の試験実施月から1年以内（前期試験（4月）受験の場合は翌年3月末まで）に、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たせなかった場合、2（1回目）で受験した科目の仮合格は無効となる。

ただし、当該受験者が、2（1回目）の試験の結果が無効となったことが判明する以前に2回目以降の試験を受験していた場合でも、2（1回目）の試験結果が無効となったことをもって、2回目以降で受験した科目の仮合格を無効とはしない。

2回目以降の試験で受験した科目の仮合格は、当該試験の実施月から1年以内に2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たせなかった場合、それぞれ無効となる。

- 5 その他見込み受験をした者が、2年以上かつ2,880時間以上の従事期間を満たしたまま、他の都道府県が実施する試験に受験申請する場合
- (1) 改めて受験申請を行う都道府県に対して、2の見込み受験の際と同じ手続きが必要となる。
  - (2) 勤務先施設における従事期間を満たしたことの証明書は、従事期間を満たしてから1か月以内に、(1)の見込受験資格認定証を交付した都道府県に提出すること。
- 6 見込み受験を希望する受験者が都道府県に提出する書類

受験者は以下の書類を都道府県に提出すること。

- (1) 受験申請時
  - ・受験資格認定申請書※
  - ・高等学校の卒業証明書
  - ・勤務証明書（証明日から概ね3か月以内のもの）※証明書類と氏名が異なる場合は戸籍抄本等
- (2) 従事期間を満たした時点
  - ・勤務先施設における従事期間を満たしたことの証明書